

「バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業」実施に係る募集要項

観光庁観光産業課

1. 趣旨

少子高齢化の進展により、今後その活動の活発化が見込まれる高齢者や障害者にとっては、旅行に出る前の不安の解消や旅行中のトラブルの回避のためにも旅行先のバリアフリー情報の事前収集が不可欠となっています。高齢者や障害者のためにバリアフリー情報発信を目的としたバリアフリー旅行相談窓口が本年3月までに全国に46ヶ所設置されております。しかし、バリアフリー旅行相談窓口が設置されていない地域もあり、また外国人の高齢者や障害者への旅行サポート対応が不十分との指摘がございます。

観光庁では、これまでのユニバーサルツーリズム^{※1}促進施策のなかでバリアフリー旅行相談窓口の設置や機能強化に向けた各種施策を実施して参りました^{※2}。今年度は、各観光地域のバリアフリー旅行サポートを拡充することを目的とした「バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業」を実施します。

※1：ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるように創られた旅行であり、高齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して参加出来る旅行のこと

※2：観光庁のこれまでのユニバーサルツーリズムに関する取組は以下を参照
観光庁HP：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html>

2. 事業概要

「バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業」を実施しようとする運営団体を5件募集します。審査により選定された団体には事業開始後、事業に係る課題や問合せや利用状況等について報告をお願いします。

事業実施にあたっては、業務に必要な人材育成に係る費用や地域内バリアフリー旅行サポート情報を集約し、ホームページ等で一覧的に発信するための費用等の一部を負担いたします。事業の対象となる団体とは、現時点で地域のバリアフリー旅行サポート情報の集約や発信が不十分であり、多言語対応が可能な団体とさせていただきます。

本事業は観光庁が契約する受託事業者が事務局として、実施工程の管理補助・執行管理・コンサルティング等を行います。なお、本事業は補助金、交付金の類ではなく、観光庁の調査事業として行うものであり、事業の趣旨に合致する取組に要する経費を負担するものです。

3. 応募者の要件

以下の（1）及び（2）に掲げる要件を満たす団体を対象とします。

- （1）事業実施期間内にバリアフリー旅行サポート体制の強化事業を実施することができる運営団体（観光協会及びバリアフリーに関する団体や地域の宿泊団体等）であること^{※3}。

※3：複数の自治体等が運営する団体は、提供する情報内容が共通している場合であれば一括して申請することを可能とする。また、バリアフリー旅行サポート機能を外部の事業者へ委託する場合であっても既存の運営団体が申請を行うこと（申請者となること）。

- (2)暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、国土交通省公共事業等への排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 選定要件

- ・外国人旅行者の対応が十分に行えるスタッフが在籍しており、そのスタッフがバリアフリー旅行等障がい者対応等に関する専門知識習得のための研修や講習等の参加経験がある、あるいは本事業において上記の研修等を行う予定としても可とする。
- ・外国語によるバリアフリー旅行情報^{※4}の発信が継続的に可能であること。
- ・観光庁が作成した「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」や「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル（観光地域編）」を参考とすること。
- ・観光庁又は事務局へ定期的な報告を行い、加えて事業に係る課題や改善点の整理、問合せ状況や利用状況等について翌年（令和3年）2月末日までに所定の様式にて終了報告をすること。また、観光庁にて3月に開催を予定している事業の効果検証を目的とした検討会に参加^{※5}ができること。

※4:ここで言う宿泊施設のバリアフリー情報とは、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等に定める基準によらず、基礎的な受入情報で可能とする（観光庁作成「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」16ページを参考とすること）。

※5:検討会出席に係る旅費等は参加者（選定された団体）の負担とする。

【事業規模】

選定された団体には1件あたり50～100万円（税込）、合計500万円を上限として、以下項目のとおり、バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る準備費用を負担します。

- ・外国人障害者の受入に向けた人材育成に係る費用
- ・地域の宿泊施設を活用したバリアフリーサポート体制の強化に係る費用（宿泊施設以外の観光施設や交通機関等の調査は対象外）
- ・多言語による宿泊施設のバリアフリー情報発信のためのツール作成に係る費用
- ・その他、これらに関する費用

ただし、物品の購入（紙媒体等の広告ツールを除く）は負担の対象外とします。

【支払方法】

バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る準備費用は、事業実施期間終了後に、事務局（業務委託事業者）より一括でお支払いします。費用の支払にあたっては、係った費用を証明できる書類を事務局（業務委託事業者）に所定の期間内に提出することを条件とします。

5. 事業実施期間

- ・令和2年8月（選定団体決定日）～令和3年2月末日（予定）

6. 応募に際しての必要書類

- ・応募に際しては、以下の様式に記入の上、提出して下さい。様式については観光庁のホームページからダウンロードできます。

(1) 様式1：応募書

- ・応募者の概要、現状の取組み状況や本事業で実施予定のバリアフリー旅行サポート体制の強化のサービス内容や特徴等について記載して下さい。

(2) 様式2：必要経費の概算

- ・様式1に必要経費の概算（税込）について記載して下さい。なお、最終的な支援金額の確定、精算および支払いについては、事業終了後に提出いただく証憑書類等の確認後に決定いたします。

(3) その他

- ・応募者の概要を把握する上での補足資料として、組織や事業のパンフレット、定款（規約）、その他必要資料等を可能な範囲で添付して下さい。

7. 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

- ・令和2年 月 日（ ）～8月19日（水）【当日消印有効】

(2) 応募方法

- ・応募書類は、下記送付先に持参又は郵送（書留郵便に限る）で3部及び電子媒体（光ディスク（CD-R 又はDVD-R ディスク））1部を提出して下さい。

【提出先】（業務委託事業者）

株式会社オーエムシー内「バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業 事務局」
（担当：山根・横田・松嶋）

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル8階

※応募書類提出後に必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

8. 選定について

(1) 選定方法

- ・提出された応募書類をもとに、以下の選定基準を参考にしながら、第三者委員会による総合的な審査を行い選定します。

【選定基準】

①必須項目

- 外国人の高齢者・障害者の対応が可能であること
（JNTO 認定案内所、外国語対応が可能なスタッフの常駐 他）
- バリアフリー旅行サポート体制の強化に向けた計画が明確であること
- ホームページにより地域の観光案内に係る情報発信が構築されていること
- 旅行相談に対応できるスタッフは支援、介助、救急医療等のユニバーサルツーリズムに必要な知識を習得していること（予定含む）
- 車いす等補助器具のレンタル事業者や介護サポート事業者等ユニバーサルツーリズム関連事業者との連携が確立していること

- 本事業に係る収支が明確であること
- ※上記の全てに該当していること

②発展性

- 車いす等補助器具のレンタルや介護サポート等関連サービスの提供が自らの施設で可能であること
 - バリアフリー情報が公表できる宿泊施設及び観光施設、交通機関等のバリアフリー情報の提供が可能であること
 - バリアフリー旅行サポートに関するプレスリリース等の発出やマスメディアからの取材の受入れに積極的であること
 - オリンピック・パラリンピックに向けた需要が見込まれること
(例えば、競技開催地、事前キャンプ地、ホストタウン 他)
- ※上記のいずれかに該当している場合に加点の対象とする

(2) 選定結果の通知

- ・選定結果の通知については、速やかに観光庁のホームページ等で結果を公表するとともに、選定された応募者には文書にて通知します。
- ・選定結果の通知は、観光庁または観光庁から委託を受けた事業者から行います。

9. 問い合わせ先

様式記入方法に関する相談等につきましては、以下連絡先にご相談下さい。

【連絡先】(業務委託事業者)

株式会社オーエムシー内「バリアフリー旅行サポート体制の強化に係る実証事業 事務局」

(担当：山根・横田・松嶋)

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-34-1 新宿御苑前アネックスビル 8階

TEL：03-5362-0117 FAX：03-5362-0121 E-Mail：y_yamane@omc.co.jp

受付時間：9：15～17：15 (月～金曜日 (祝日を除く))

10. その他

- ・応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・提出された書類は、原則返却しないこととします。
- ・提出された書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行いません。
- ・採択された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

以上